

第 5 節 届出及び消防検査について

第 1 着工届

- 1 法第 17 条の 14 の規定に基づく消防用設備等の着工届出は、別表 3 に掲げる工事をする場合にあっては消防用設備等ごとに次の(1)から(4)までに定める基準日、変更する場合にあっては変更工事を行おうとする日のそれぞれ 10 日前までに行うこと。
なお、この日に最終的に添付図書が確定していない場合、その時点における一応の添付図書を提出することとし、確定した段階で差替えを行うこと。
 - (1) 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備については、各設備の配管(各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。)の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日
 - (2) 自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備については、受信機を(当該工事に受信機を含まないときは、感知器又は検知器)、火災通報装置については装置の設置工事をする日
 - (3) 避難器具については、取付金具の設置工事をする日
 - (4) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、次によるものであること。
 - ア パッケージ型消火設備
パッケージ型消火設備の格納箱の取付工事をしようとする日
 - イ パッケージ型自動消火設備
パッケージ型自動消火設備の放出導管(放出口を直接取り付ける放出導管を除く。)の接続工事をしようとする日
- 2 原則、防火対象物ごとに届け出ること。
- 3 消防用設備等の種類ごとに届け出ること。
- 4 関係設備共通の非常電源関係図書を添付すること。

第 2 設置届

- 1 法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防用設備等の設置届出は、案内図、当該設置に係る消防用設備等に関する図書及び消防用設備等試験結果報告書を添付すること。
なお、着工届の対象となる消防用設備等で、当該届出に添付した図書と重複する図書にあっては、省略することができるものであること。
- 2 原則として防火対象物ごとに届け出ること。
- 3 消防用設備等の種類ごとに届け出ること。
- 4 配線の試験結果報告書及び非常電源試験結果報告書は消防用設備等設置届出書ごとに添付すること。
- 5 軽微な工事であっても、設置届を省略することはできないものであること。

第 3 防火対象物使用開始届

- 1 条例第 43 条に規定する「使用開始の日」とは、防火対象物の主たる用途

- として使用開始されるための構造設備等が整った日とすること。
- 2 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、テナント変更又は用途変更等を行う場合にも、原則として防火対象物使用開始届出書を届出するものであること。
なお、変更内容が間仕切り変更及び可動式ブース等の導入のみである場合は、届出対象とはしない。
 - 3 機械式駐車場は、パレット 1 台につき 15 m²として床面積を算定するものとする。

第 4 消防用設備等の設置届及び消防検査について

- 1 法第 17 条の 3 の 2 の規定により、設置届出書を届出して消防機関の検査を受けなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物であること。ただし、後段(5)に掲げる防火対象物の消防用設備等検査済証の交付にあつては、延べ面積が 1,000 m²以上のものに限る。
 - (1) 政令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ、(6) 項イ(1)から(3)まで、(6) 項ロ、(6) 項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項に掲げる防火対象物(同表(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項に掲げる防火対象物にあつては、(2) 項ニ、(5) 項イ、(6) 項イ(1)から(3)まで、(6) 項ロ及び(6) 項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。))に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
 - (2) 政令別表第 1 (1) 項、(2) 項イからハまで、(3) 項、(4) 項、(6) 項イ(4)、(6) 項ハ及びニ、(9) 項イ、(16) 項イ、(16 の 2) 項並びに(16 の 3) 項に掲げる防火対象物(同表(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項に掲げる防火対象物にあつては、(1) 項、(2) 項イからハまで、(3) 項、(4) 項、(6) 項イ(4)、(6) 項ハ及びニ並びに(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、延べ面積が 300 m²以上のもの
 - (3) 政令別表第 1 (5) 項ロ、(7) 項、(8) 項、(9) 項ロ、(10) 項から(15) 項まで、(16) 項ロ、(17) 項及び(18) 項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 1,000 m²以上のもの
 - (4) (1) から(3) までに掲げる防火対象物以外で、特定一階段等防火対象物に該当するもの
 - (5) その他(1) から(4) までに掲げる防火対象物以外で検査員が必要と認めるもの

第 5 軽微な工事に係る届出及び検査

- 1 軽微な工事の範囲及びこれに伴う届出及び消防検査については、消防用設備等に係る届出等に関する運用について(平成 9 年 12 月 5 日消防予 192 号)により運用するほか、その取り扱いについては、次によること(別表 4 参照)。
 - (1) 軽微な工事の範囲として、現場確認による消防検査を省略することのできる消防用設備等の設置届には、第 2.1 に規定する図書のほか、施工写真を添付すること。
 - (2) 別表 4 に掲げる軽微な工事の範囲の対象外であっても、施工写真等を確認することにより支障ないと認められるものについては、現場確認による消防検査を省略することができるものであること。

別表3 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事の区分

新設	防火対象物(新築のものを含む。)に従前設けられていない消防用設備等又は特殊消防用設備等を新たに設けることをいう。	工事に該当
増設	防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器、装置等の一部を付加することをいう。	
移設	防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器、装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。	
取替え	防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換することをいう。	
改造	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器、装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能、性能等を変えることをいい、取替えに該当するものを除く。	
補修	防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能、性能等を有する状態に修復することをいう。	整備に該当
撤去	防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。	該当なし

別表4 軽微な工事範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	消火栓箱 2基以下で既設と同種類のものに限る。 加圧送水装置等の性能(吐出量,揚程),配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	消火栓箱 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド 5個以下で,既設と同種類のもので,かつ,散水障害がない場合に限る。 加圧送水装置等の性能(吐出量,揚程),配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置,減圧弁,圧力調整弁,一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	ヘッド 既設と同種類のもの 1の選択弁において5個以内 加圧送水装置の性能(吐出量,揚程),配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 同一放射区画内で,かつ,操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置,減圧弁,圧力調整弁,一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	ヘッド 既設と同種類のもの 1の選択弁において5個以内 加圧送水装置の性能(吐出量,揚程),配管サイズ,泡混合装置,泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 同一放射区画内で,かつ,操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置(制御盤を含む。),泡消火剤混合装置,減圧弁,圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備,ハロゲン化物消火設備,粉末消火設備	①ヘッド,配管(選択弁の二次側に限る。) 既設と同種類のもの 5個以下で薬剤量,放射濃度,配管のサイズ等に影響を及ぼさな	①ヘッド,配管(選択弁の二次側に限る。) 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル	全ての構成部品放射区画に変更のないものに限る。

	<p>いものに限る。</p> <p>②ノズル 既設と同種類のもの 5 個以下で薬剂量， 放射濃度，配管のサイ ズ等に影響を及ぼさな いものに限る。</p> <p>③移動式の消火設備 既設と同種類のもの 同一室内に限る。</p> <p>④制御盤，操作盤等の 電気機器，起動用ガス 容器，操作管，手動起 動装置，火災感知器， 放出表示灯，スピーカ ー，ダンパー閉鎖装置 ，ダンパー復旧装置 既設と同種類のもの 同一室内で，かつ， 電源容量に影響を及ぼ さないものに限る。</p>	<p>5 個以下で放射区 域の変更のない範囲</p> <p>③移動式の消火設備 同一室内に限る。</p> <p>④制御盤，操作盤等 の電気機器，起動用 ガス容器，操作管， 手動起動装置，火災 感知器，放出表示 灯，スピーカー，ダ ンパー閉鎖装置，ダ ンパー復旧装置 同一室内で，か つ，電源容量に影響 を及ぼさないもの に限る。</p>	
自動火災報知設備	<p>①感知器 既設と同種類のもの 10 個以下</p> <p>②発信機，ベル，表示 灯 既設と同種類のもの 同一警戒区域内に限 る。</p>	<p>①感知器 10 個以下で警戒 区域の変更がない場 合に限る。</p> <p>②発信機，ベル，表 示灯 同一警戒区域内に 限る。</p>	<p>①感知器 10 個以下</p> <p>②受信機，中継器 7 回線を超える ものを除く。</p> <p>③発信機，ベル 表示灯</p>
ガス漏れ火災警報設 備	<p>検知器 既設と同種類のもの 5 個以下で警戒区域 の変更がない場合に 限る。</p>	<p>検知器 5 個以下で警戒区 域の変更がない場合 に限る。</p>	<p>受信機を除く。</p>
避難器具(金属製避 難はしご(固定式 のものに限る。)) (救助袋)(緩降機)	<p>該当なし。</p>	<p>本体，取付金具 同一階に限る。 設置時と同じ施工 方法に限る。</p>	<p>①標識</p> <p>②本体，取付金 具 設置時と同じ 施工方法に限 る。</p>